

I 総則

1 目的

自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題とされる中で、今後ますます自転車の利用の増加が見込まれ、交通事故の危険性が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用（以下、「安全利用」という。）について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者・自転車所有者、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組みを推進し、自転車に関係する交通事故の防止を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念

県民一人ひとりが、自らの責務として自転車の安全利用に対する理解を深め、県、県民、自転車利用者・自転車所有者、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることにより、自転車の安全利用を促進するものとする。

3 県、県民等の責務

(1) 県の責務

- ① 県は、交通安全団体、市町村等と連携、協力して、自転車の安全利用の促進に関し、総合的に施策を推進するものとする。
- ② 県は、交通安全団体、市町村等が実施する自転車の安全利用の促進に関する取組みを支援するものとする。

(2) 県民の責務

- ① 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、学校、地域等における自転車の安全利用のための取組みに積極的に参加するよう努めるものとする。
- ② 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 自転車利用者・自転車所有者の責務

- ① 自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全利用に努めるものとする。
- ② 自転車利用者は、交通事故の防止に関する知識を習得するよう努めるものとする。
- ③ 自転車利用者・自転車所有者は、その利用・所有する自転車を放置することのないよう努めるものとする。
- ④ 自転車利用者・自転車所有者は、施錠等の防犯上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 事業者（事業を行う法人・団体・個人）の責務

- ① 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、自転車の安全利用のための取組みを自主的に行うよう努めるものとする。
- ② 事業者は、従業員に対し、自転車の安全利用について教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
- ③ 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(5) 交通安全団体の責務

- ① 交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発など、自転車の安全利用を促進するための取組みを自主的に推進するよう努めるものとする。
- ② 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

II 自転車の安全で適正に利用するための施策

1 交通安全教育等の推進

(1) 県の交通安全教育等

県は、自転車の安全利用について、県民及び事業者の理解を深めることができるよう、交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(2) 学校における交通安全教育等

学校の長は、児童、生徒又は学生に対して、その発達段階に応じ、自転車を安全利用するための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(3) 家庭における交通安全教育等

- ① 県民は、家庭において、自転車の安全利用についての話し合いや声かけなどを行うよう努めるものとする。
- ② 未成年者に対して、その保護者は、自転車を安全利用するために必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 自転車の安全上の措置

- ① 自転車利用者は、冬季の自転車利用にあたっては、積雪や凍結などの道路状況を十分考慮するものとする。
- ② 自転車利用者、事業者及び自転車貸付業者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検整備を行うよう努めるものとする。
- ③ 保護者は、未成年者が利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努めるものとする。
- ④ 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車の販売等にあたっては、自転車の点検の手順など必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 自転車利用者、事業者、自転車貸付業者は、自転車の側面への反射器材の備付けや乗車用ヘルメットの着用など、安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という）への加入等

- ① 自転車利用者・自転車所有者、事業者、自転車貸付業者は、保険等に加入するものとする。
※ 現時点においては、保険等の加入に係る罰則規定は設けない方向
- ② 自転車小売業者は、自転車の販売等にあたっては、保険等の加入の有無を確認し、保険等の加入が確認できないときは、保険等の加入に関する情報を提供し、その加入促進に努めるものとする。
- ③ 学校の長は、自転車通学者について、保険等の加入の有無を確認し、保険等の加入が確認できないときは、保険等加入の指導に努めるものとする。

4 環境の整備

県は、自転車の安全利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとする。